



## 【10. 主な入札参加資格】

令和2・3年度 大淀町入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)において、「建築関係建設コンサルタント業務(監理(建築))」、「建築関係建設コンサルタント業務(監理(電気))」及び「建築関係建設コンサルタント業務(監理(機械))」のいずれにも登録がある者のうち、入札公告日において次のいずれにも該当すること。

(1) 入札公告日において次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

- ① 奈良県内に本店又は代理権限をもつ営業所等を有する者であること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 第三者監理とするため、当該工事の「設計業務(※)」を受注した者でないこと。

(※) 旧町立大淀病院施設解体工事にかかる設計業務、第1－総委1号

(2) この業務を行う期間中、次に掲げる技術者(以下、配置予定技術者といいます。)を配置できること。

ア) 管理技術者

1) 次の i、ii 及び iii に該当すること。

- i. 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。
- ii. 公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- iii. 本業務の競争入札参加表明書提出日の3ヶ月以上前から、入札に参加しようとする者と直接的な雇用関係にあることとする。(代表者可)

※管理技術者は、次の建築(意匠)、建築(構造)の担当主任技術者及び担当技術者を兼務することができる。

イ) 担当技術者

次の i に該当し、ii 又は iii にも該当すること。また、担当技術者の中から、建築(意匠)、建築(構造)、電気設備及び機械設備の各部門毎の責任者として、担当主任技術者を1名ずつ選定し配置すること。

- i. 各部門(建築(意匠)、建築(構造)、電気設備及び機械設備)毎に担当技術者を配置すること。
- ii. 建築の担当技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。
- iii. 電気設備、機械設備の担当技術者は、その部門に対応した大学の電気系、機械系の学科を卒業し、建築設備の設計・工事監理に係る5年以上の実務経験相当の能力を有すること。

※担当主任技術者及び担当技術者については、次の部門に限り兼務して良いこととする。

- ・建築(意匠)と建築(構造)
- ・電気設備と機械設備